

ふくしま医療機器開発支援センターの電気供給業務

条件付一般競争入札

入札説明書

入札説明書

この入札説明書は、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 ふくしま医療機器開発支援センターの電気供給業務
- (2) 特質等 仕様書による。
- (3) 供給期間 2025年4月1日から2026年3月31日まで
- (4) 供給場所 ふくしま医療機器開発支援センター（福島県郡山市富田町字満水田27番8）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

3 入札に関する書類の提出場所及び日時

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等

郵便番号 963-8041

住 所 福島県郡山市富田町字満水田27番8

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構 人事・総務部

電 話 024-954-4011

F A X 024-954-4033

入札説明書の交付は、上記で行うほか、当機構ホームページにおいて公開する。

期間 2025年1月20日（月）～2025年1月27日（月）

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）の提出期限
2025年1月27日（月）（必着）
- (3) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）の発送予定日
2025年1月28日（火）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
2025年1月31日（金） 午前9時30分
ふくしま医療機器開発支援センター2階小研修室2
（福島県郡山市富田町字満水田27番8）

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札者は、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を3(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 委任状（県外に本店を有する場合で、その本店から入札書の提出等を委任された県内又は近県にある支店又は営業所が申請する場合）（様式2）

ウ 登記事項証明書又は写し（入札日から3ヶ月以内に発行されたもの）

エ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書類

オ 供給実績証明書（様式6）

電気供給に関する契約書の写し又は発注機関が発行した供給実績証明願（様式7）等、供給の事実を証明する書類

カ 更生手続又は再生手続開始の決定を受けた者が入札参加に支障がないことを証明する書類

(2) 資格審査により適格と決定した者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、3(3)に規定する期日までに発送するものとする。

(3) 入札参加資格がないと通知された者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

5 入札書の提出方法

(1) 入札書には、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、3(4)に規定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書は封筒に入れて密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ 「ふくしま医療機器開発支援センターの電気供給業務」（1月31日開札）

(3) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印をすること。

(4) 入札参加資格の確認のため、次の書類を持参すること。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）

イ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は、委任状（様式5）を持参すること。

6 入札金額等

(1) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価という。kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価という。kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、当機構が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した12月分の総額とする。

(2) 入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこと。

(3) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 内訳書の提出

- (1) 入札書を入れる封筒に、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を同封すること。
- (2) 内訳書は、返却しない。
- (3) 入札書の入札金額が内訳書の金額と符合しない場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、当機構が指定する銀行口座への振込（振込に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として有価証券を提出するものとする。なお振込手数料等は入札者の負担とする。
- (3) 入札保証金の納付は、入札日の前日までに行うこととし、事前に3(1)に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記ア又はイに該当し入札保証金の免除を希望する者は、3(2)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式8）と、入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は供給実績証明書（様式6）及び添付書類を提出すること。
 - ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に当機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は当機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 入札保証金は落札者が決定した後に返還する。ただし、落札者の納付に係るものは契約書の取り交わし後に返還する。なお振込手数料等は入札者の負担とする。
- (6) 落札者の納付に係る入札保証金は、8(5)にかかわらず、落札者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。
- (7) 落札者の納付に係る入札保証金は、落札者が契約書の取り交わしをしないときは機構に帰属させるものとする。

9 開札等

- (1) 開札は、3(4)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は公開で行う。
- (3) 開札に先立ち、入札者は次の書類について確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（入札者が本書又は写しを持参すること。）
 - イ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書（入札者で入札保証金を納付する場合）
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において初回の入札参加者を対象とする再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とするものとし、落札者がいないときは、随意契約の協議を行う。この場合の協議は、有効な入札を行った者のうち、最も安価な入札を行った者から安価な順に行う。

10 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し、一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。
この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等に関する質問書（様式9）により2025年1月22日（水）までに、19に掲げる番号あてのファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で関係職員に説明を求めることができる。全ての質問事項及び回答をまとめ、2025年1月24日（金）当機構ホームページに掲載する方法により回答するものとする。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（以下「談合」という。）した者
 - ウ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取りやめ等

入札者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金の納付（免除）手続きをしない者のした入札
- (4) 委任状を提出しない代理人のした入札

- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札書に記名押印がない入札
- (7) 入札金額を訂正している入札
- (8) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに不正によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

14 落札者の決定方法

- (1) 当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合、又は再度の入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については、別に指示する。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、当機構が指定する銀行口座への振込（振込に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として有価証券を提出するものとする。なお振込手数料等は落札者の負担とする。
- (3) 契約保証金の納付は、落札決定の日から契約書の取り交わしの前日までに行うこととし、事前に3(1)に掲げる担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記ア又はイに該当し契約保証金の免除を希望する者は、落札決定の日から契約書の取り交わしの前日までに、当機構へ申請することで契約保証金を免除する。なお、資料作成等に要する費用は落札者の負担とし、受領した書類は返却しない。
ア 落札者が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
イ 落札者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他の地方公共団体又は当機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 契約保証金は契約の相手方が契約を履行した後に返還する。なお振込手数料は契約の相手方の負担とする。
- (6) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは機構に帰属させるものとする。

16 契約書等の作成等

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、当機構が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から供給期間の開始日まで（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発

注者が指定した期日まで)に契約の取り交わしを行うこととする。

- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 本契約は、入札の際に提出される内訳書に記載された単価に基づく単価契約とするが、内訳書の割引を適用しているときは割引額を反映した単価に基づく単価契約とする。ただし、基本料金単価及び電力量料金単価は小売電気事業者が定める標準プランをそれぞれ超えない単価とする。

なお、契約単価に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- (5) 本契約で定める月ごとに電気の使用に対する代金(以下「電気料金」という。)は、次のアからエに掲げる金額の合計金額とする。なお、使用電力量に端数があるときは、小数点以下第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、電気料金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ア 契約電力に(4)に規定する契約単価を乗じて得た額(力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額)

イ 使用電力量に契約単価を乗じて得た額(燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額)

ウ 太陽光発電促進付加金

エ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金

- (6) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

17 契約事項

契約書(案)による。

18 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届(任意様式)を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までの間に入札者が入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。

19 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 963-8041

住所 福島県郡山市富田町字満水田27番8

所属 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構 人事・総務部

電話番号 024-954-4011

F A X 024-954-4033

メールアドレス jimukyoku@fmdipa.or.jp